

「住民税均等割のみ課税世帯」とは

世帯の全員が、個人住民税所得割※1が課税されていない人で構成される世帯であり、世帯員のうち少なくとも一人が個人住民税均等割※2のみ課税に該当する世帯を指します。

今回の給付金では、「令和7年度の住民税（令和6年中の所得を基に算定）」の課税状況で給付対象を判定します。

同居している・していないに関わらず、住民票上の世帯の構成を基に世帯給付の対象に該当するかを判定します。

※1 所得割とは

前年の所得金額に応じて課税されるもので、所得に応じて金額が異なります。

※2 均等割とは

所得の大小にかかわらず、一定の所得がある人全員に同じ金額が課税されます。

区民税3,000円・都民税1,000円 合計4,000円に、国税である森林環境税1,000円を合わせた5,000円です。

住民税均等割のみ課税 とは

所得割はかかるないが、均等割（年5,000円）だけを納める状態です。

非課税の基準をわずかに上回る所得がある場合に該当します。

江戸川区での令和7年度の均等割のみ課税となる目安は下記のとおりです。

給与収入のみの例：単身者で年収約100万円超～110万円台など

年金収入のみの例：65歳以上の単身者で年収155万円超～約165万円など

※ 基準は家族構成や本人の状況、年齢等で細かく異なります。正確な金額をお知りになりたい場合は、江戸川区のホームページで「住民税試算システム」を検索いただき、ご利用ください。

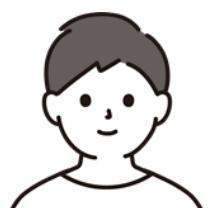
「均等割のみ課税世帯」の例

ケース① 均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯

対象



世帯I



均等割のみ課税



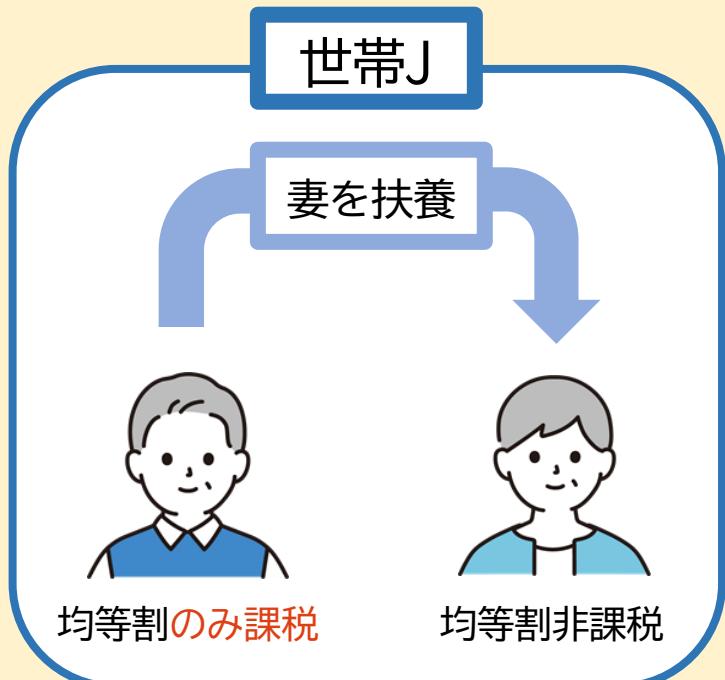
均等割のみ課税



均等割非課税

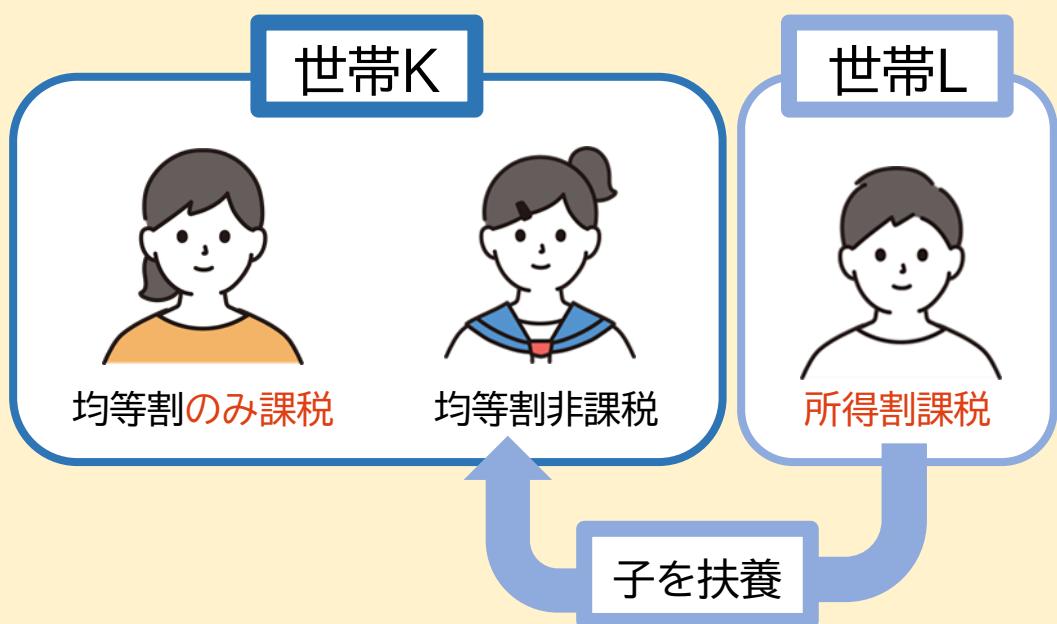
ケース② 世帯全員が住民税所得割非課税であり、世帯内に、扶養する人と扶養される人がいる世帯

対象



ケース③ 世帯全員が住民税所得割が課税されておらず、住民税が課税されている別世帯の者に扶養されている者と扶養されていない者が混在している世帯

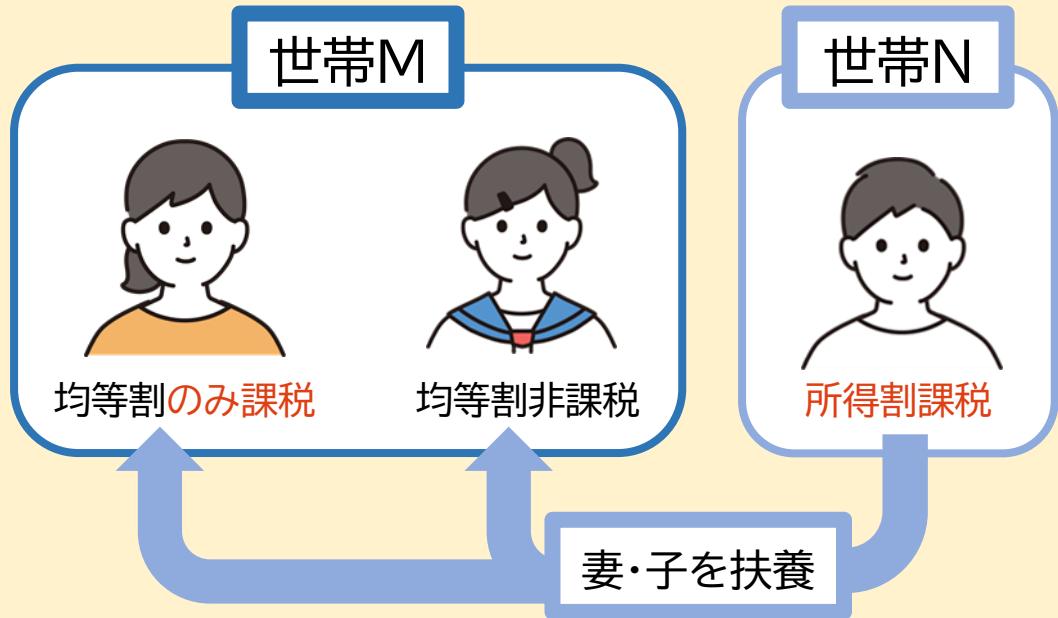
対象



支給要件を満たさない 均等割のみ課税世帯 の例

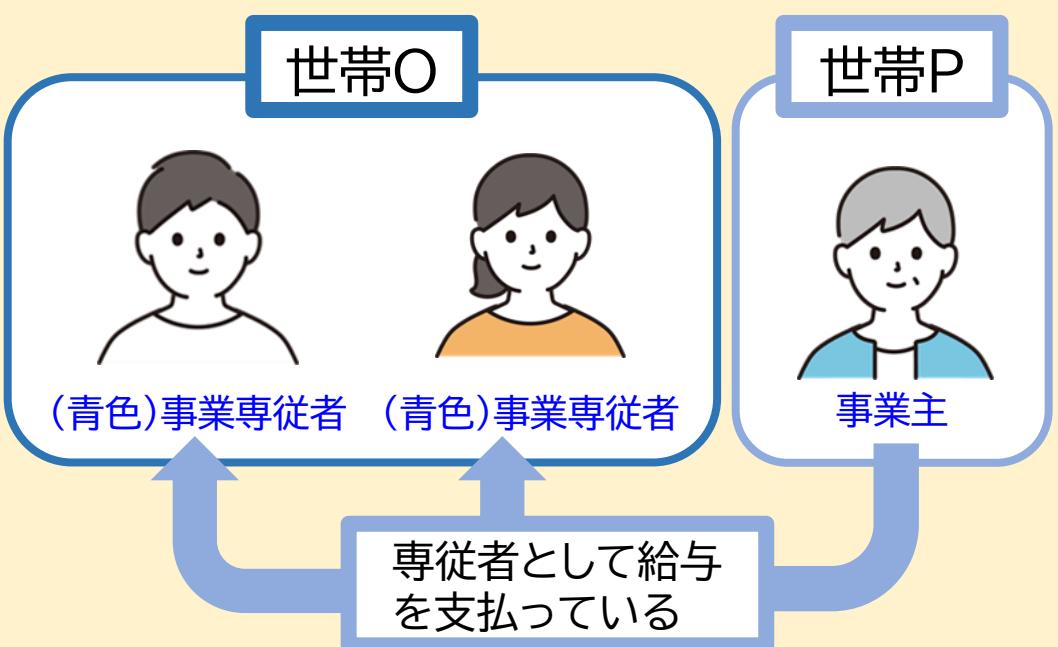
ケース① 世帯全員が住民税所得割が課税されておらず、均等割のみ課税者も含めて世帯内の**全員が**、住民税が課税されている別世帯の者に扶養されている世帯

対象外



ケース② 世帯全員が住民税所得割が課税されておらず、世帯の**全員が**、住民税が課税されている別世帯の者の(青色)事業専従者となっている世帯

対象外



※ 世帯Oが住民税均等割非課税者のみで構成される世帯であっても、同様に支給対象外となります。